

横浜市歯科口腔保健の推進に関する条例について

1 歯科口腔保健の現状と法律等の状況

(1) 健康寿命における歯科口腔保健の重要性

近年、歯周病と全身疾患との関連性や、口腔機能の低下が身体の衰えに繋がるなど、歯科口腔保健の維持・増進は健康寿命の延伸に寄与することがわかってきた。

歯科口腔保健の維持・増進には乳幼児期からの適切な生活習慣や各ライフステージに応じた検診・治療を促す必要がある。また、市民の中には自ら歯科口腔保健の維持・増進に取り組むことが困難で、周囲の積極的かつ十分な支援が必要な方もおり、総合的な施策の展開が期待される場所である。

(2) 法律・県条例の状況

国は「歯科口腔保健の推進に関する法律（平成 23 年 8 月 10 日施行）」を制定し、その第 3 条第 2 項で、地方公共団体に対して「地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」とし、都道府県に対しては第 13 条で計画を定めるよう求めている。神奈川県では「神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進条例（平成 23 年 7 月 1 日施行）」を制定した。

しかし、法は都道府県及び市町村に対し条例制定を求める規定がなく、県条例も県下市町村に対して何の責務を課していない。本市の歯科口腔保健施策は個別の分野計画の中で各区局が実施している状況である。

2 市会が市条例を提案する目的

健康寿命の延伸における歯科口腔保健の維持・増進の重要性を鑑みると、年齢や性別、障害の有無に関わらず、市民、歯科医療・保健医療等関係者及び事業者がその重要性を共有した取り組みが必要である。

「歯科口腔保健の推進に関する法律（平成 23 年 8 月 10 日施行）」第 3 条第 2 項に定められた地方公共団体の責務を積極的に果たすため、当委員会から歯科口腔保健の推進に関する条例案を提案し、制定することにより、歯科口腔保健施策を区局横断的に推進したい。

3 市条例案の主な規定

歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施し、市民の生涯にわたる健康づくりに寄与することを目的とし、主に以下の項目を条例に規定する。

(1) 保健医療等関係者の明記による支援の充実

保健、医療、福祉、教育に係る業務に従事する者が、自ら歯及び口腔の健康保持・増進に取り組むことが困難な方に対し、積極的に支援を行うことを求める。

(2) 歯科口腔保健の推進に関する基本的施策の充実

法律や県条例に規定がない特色として、以下のような対策を基本的施策に位置付ける。

- ・ 歯科口腔保健の観点から、食育や糖尿病など生活習慣病の対策を実施すること
- ・ 喫煙が口腔内へ与える影響に対して対策を進めること
- ・ 災害時の歯科口腔保健を推進すること

(3) 歯科口腔保健推進計画の策定

生涯にわたり一貫した施策が展開できるよう、総合的な歯科口腔保健計画を策定する。

(4) 健康横浜 21 推進会議の意見聴取

計画の策定や歯科口腔保健の推進に関する重要事項を定めるときは、附属機関である健康横浜 21 推進会議の意見を聴取するものとする。

4 市、市民及び関係者の責務

市	市民	歯科医療等関係者、 保健医療等関係者及び事業者
<ul style="list-style-type: none">・ 歯科口腔保健推進に関する施策の策定、総合的かつ計画的な実施・ 国、神奈川県、歯科医療・保健医療等関係者との連携及び協力・ 歯科口腔保健に関する知識、歯科疾患の予防に向けた取組に関する普及啓発等の施策の実施・ 事業者等が行う取り組みに対する情報の提供や助言等の支援	<ul style="list-style-type: none">・ 歯科口腔に関する理解を深める・ 日常生活で自ら歯科口腔保健の取組を行うよう努める	<p>【歯科医療等関係者】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 良質かつ適切な歯科医療等の実施・ 市施策への協力・ 保健医療等関係者との連携 <p>【保健医療等関係者】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 歯科口腔保健の取組みが困難な者に対する支援・ 市施策への協力・ 歯科医療等関係者との連携 <p>【事業者】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 従業員の歯科口腔保健の推進に積極的な役割を果たすよう努める